

## 令和7年度「相双地域の新しい旅」モデルプラン創造事業実施業務 委託仕様書

この仕様書は、福島県（以下、「甲」という。）が（以下、「乙」という。）に委託する令和7年度「相双地域の新しい旅」モデルプラン創造事業実施業務を円滑かつ効率的に実施するため、必要な事項を定める。

### 1 委託業務の名称

令和7年度「相双地域の新しい旅」モデルプラン創造事業実施業務

### 2 委託業務の目的

相双地域においては、東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により人口が減少しており、避難した住民の帰還促進に加え、移住・定住の促進による人口減少対策が重大な課題となっている。また、将来的な移住・定住のきっかけとなる交流人口は、依然として震災前の水準まで回復しておらず、地域経済に大きな影響を及ぼしており、加えて、根強い風評被害が続くなど、交流人口の回復・拡大が喫緊の課題である。さらに、震災の影響により宿泊施設が減少していることに加え、地域内の目的地に向かう移動手段（2次交通）が限られている状況にあり、交流人口の回復・拡大を図る上での支障となっている。

そのため、観光者が自由に移動できる移動手段（キャンピングカーや自転車）を活用し、相双地域の地域資源であるオートキャンプ場等でのアウトドアや自然体験施設、サイクリング等の観光コンテンツを体験する新しい旅のモデルプランを創造し、地域資源を生かした「相双ならではの新しい自由な旅」を提案する体験イベントを実施して首都圏や近隣県からの交流人口の拡大を図っていく。

### 3 業務の内容

本事業の実施にあたっては、2に掲げる業務の目的を実現できるよう事業全体に工夫を凝らし、甲と調整の上で（1）から（3）までの各項目を実施する。

#### （1）新しい旅モデルプランの造成・体験イベントの実施

ア キャンピングカー、自転車（ロードバイク、E-バイク等）で相双地域の複数の観光資源を組み合わせた相双地域を周遊するモデルプランを作り、体験イベントを実施すること。（造成するモデルプランは甲が別事業で実施するポータルサイト等に掲載するものとする。）

また、モデルプランの造成に当たっては相双地域の事業者と連携を図ること。

イ 相双地域を発着とするキャンピングカーをレンタルし、相双地域を周遊する内容とすること。

- ウ 自転車をレンタルし、サイクリングを実施する内容を含むこと。可能な限り、ふくしま浜通りサイクルルートの利用を考慮すること。
- エ 体験イベントの日程は1泊2日とし、2回実施すること。
- オ 参加者は2回合計25名程度とすること。
- カ 参加者の募集に当たっては、ネット広報等を活用し、ターゲットに的確に届くよう周知を図ること。企画提案においては、実施予定の告知・広報（媒体や数量等）を提案すること。なお、それらに要する経費は見積書に明記すること。告知や広報の内容は、甲と乙が協議の上で決定すること。
- キ 体験イベントを実施する際は、添乗員及びガイドを設置すること。
- ク 今後の観光コンテンツ造成や旅行商品造成へ向けた参考とするため参加者へアンケートを実施し、集計・分析すること。
- ケ 参加者にSNS等で情報発信をしてもらう工夫を行い、参加者がSNS等で発信した情報について、集計・分析を行うこと。
- コ 乙は、体験イベント実施に要するすべての費用（モデルプランの造成費・体験イベント実施経費、ツアー募集経費、キャンピングカーレンタル費、自転車レンタル費等）を負担すること。ただし、体験イベント実施に係る経費のうち、交通費（自宅から集合場所（相双地域））、食事代などは参加者負担とすること。
- サ 体験イベントの行程や訪問施設、体験内容などを紹介する資料を作成し、体験イベント参加者に配布すること。（詳細については、委託者と協議するものとする。）

## （2）体験イベント実施上の留意点

### ア 運営体制の完備

当日は、現場責任者を常駐させ、体験イベント全体の統括に努めるとともに、緊急時に即時対応できる体制を整えること。

### イ 安全管理

当該業務を遂行するに際して、十分に安全管理を図ること。

訪問先との事前打合せや現地確認を行いコンテンツやルート等に関する安全対策を行い、参加者の安全確保を徹底すること。

乙は、参加者を旅行保険に加入させること。

### ウ 天候不順時等の対応

天候不順等、やむを得ない事情により参加者の安全が確保できない時は、甲と協議の上、速やかに中止の措置をとること。

## （3）事業計画の策定

業務内容を踏まえ、次年度以降の持続可能な相双地域への誘客に向けた計画を提案すること。

#### 4 提出書類

乙は委託契約書に定めるもののほか、次に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 契約締結後速やかに提出する書類

- ・委託業務着手届（第1号様式）
- ・業務実施体制図（任意様式）
- ・実施工程表（任意様式）

(2) 業務完了後、遅滞なく提出する書類

- ・委託業務完了届（第2号様式）
- ・委託業務実績報告書（第3号様式）
- ・成果品
- ・収支決算書（任意様式）
- ・その他甲が必要と認める書類

#### 5 成果品

委託契約書第1条に定める成果品は、次のとおりとする。

- ・実績報告書（任意様式）

以下の内容を記載した報告書を提出すること。なお、体験イベント当日の様子が分かる写真を添付すること。

- ・告知及び広報の実績
- ・新しい旅モデルプランの造成内容、体験イベントの実施内容
- ・新しい旅モデルプランの造成、体験イベント実施による成果、課題
- ・体験イベント参加者からの質問及びこれに対する回答

#### 6 その他

- (1) 乙は、本仕様書及び甲の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、乙は進捗状況等について、逐次、甲に報告すること。なお、甲は本業務実施のために必要な協力をする。
- (3) 委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合には甲と協議するものとする。
- (4) 本業務において制作される成果品の著作権及び所有権は、すべて甲に譲渡するものとする。また、成果品は甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (5) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
- (7) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。

- (8) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。